

租税特別措置法の一部を改正する等の法律案要綱

一 租税特別措置法の一部改正

1 揮発油税及び地方道路税の暫定税率に係る規定を削除すること。
(租税特別措置法第 89 条関係)

2 自動車重量税の暫定税率に係る規定を削除すること。
(租税特別措置法第 90 条の 11 関係)

二 地方税法の一部改正

1 自動車取得税の暫定税率に係る規定を削除すること。
(地方税法附則第 32 条第 2 項関係)

2 軽油引取税の暫定税率に係る規定を削除すること。
(地方税法附則第 32 条の 2 関係)

三 揮発油税等の暫定税率の廃止に伴う調整措置の実施

一及び二の改正により平成 21 年 3 月 31 日限り揮発油税等の暫定税率を廃止することに伴い、揮発油業者又は石油製品販売業者が同年 4 月 1 日から揮発油又は軽油の販売価格を引き下げることができるよう、政府及び都道府県に、揮発油又は軽油の現品の移動を伴わないようにすること等を基本として特例廃止相当額（暫定税率を適用して算出した税額から暫定税率を適用しないこととした場合に算出される税額を控除して得た額をいう。）の調整措置を実施することを義務付けるものとする。

四 地方公共団体に対する財政金融上の措置等

国は、一及び二による揮発油税等の暫定税率の廃止により生ずる地方公共団体の財政への影響を考慮し、地方公共団体が道路整備に関する事業を引き続き円滑に実施することができるよう、必

要な財政金融上の措置その他の措置を講ずるものとする事。

五 施行期日等

- 1 この法律は、平成21年4月1日から施行するものとする事。
ただし、三及び四は、公布の日から施行するものとする事。
- 2 この法律の施行に伴い必要となる経過措置を設けるほか、所要の規定の整理を行うものとする事。